

諮問日：平成29年7月4日（平成29年度（最情）諮問第42号）

答申日：平成29年12月1日（平成29年度（最情）答申第52号）

件名：最高裁判所の裁判官志望者に対する面接選考に関する文書の一部開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「69期の判事補志望者に対して実施した、最高裁判所の面接選考に関する文書（実施日時、実施場所、実施方法、面接担当者の肩書及び氏名等が書いてある文書をいうものの、これに限られない。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、平成28年11月4日付け最高裁判所事務総局人事局長通知「裁判官採用のための面接について」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年6月12日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）のうち受験番号については、個人識別情報といえないし、面接時間、出頭場所及び面接場所については、なぜ行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当するのか不明である。

また、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在すると思われる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件不開示部分のうち受験番号については、司法修習生考試の受験番号と同一であり、考試を同一試験会場で受験した者からは、容易に個人が識別できる情報（法5条1号）に相当する。出頭場所及び面接場所については、最高裁判所の庁舎は、全体として高度なセキュリティの確保が要請されており、一般の来庁者の出入りが想定されていない庁舎の部屋の配置等を公にすることにより、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（同条6号）。面接時間については、各受験者の面接時間を明らかにすることにより、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（同号ニ）。

また、本件対象文書以外の本件開示申出文書に該当する文書は、廃棄済みである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年7月4日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年11月10日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件不開示部分には、受験者の受験番号及び面接時間、担当部署のファクシミリ番号及び内線番号、出頭場所並びに面接場所が記載されていることが認められる。

まず、本件不開示部分のうち受験番号につき検討すると、その記載内容からすれば、司法修習生考試の受験番号と同一であり、考試を同一試験会場で受験した者からは、容易に個人を識別することができるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、法5条1号に規定する個人識別情報と

認められ、同号イからハまでに相当する事情は認められない。

また、本件不開示部分のうち担当部署のファクシミリ番号及び内線番号については、同条6号に規定する不開示情報に相当する。出頭場所及び面接場所についても、これらの記載を明らかにすることにより、各階においてどのような用途の部屋が配置されているかが推知されることとなるから、全体として高度なセキュリティの確保が要請されている最高裁判所の庁舎について、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、同号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

さらに、本件不開示部分のうち面接時間については、この記載を明らかにすることにより、結果として、面接に要する個別の時間を明らかにすることになるから、今後の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえず、同号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当する。

- 2 苦情申出人は、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在すると主張する。しかし、本件対象文書の記載内容を踏まえて検討するならば、これ以外の文書は廃棄済みであるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほかに最高裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分が法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められ、最高裁判所において本

件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人